

「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」に関する新旧対照表

改正案

現行

（定義） 第一条（略） 一、二十二（略） （削除） 二十三（略）		（樹立機関の長） 第十条（略） （略） 前項ただし書の場合においては、この指針の規定（前項を除く。）中「樹立機関の長」とあるのは「樹立機関の長の業務を代行する者」と、第五十三條第一項中「当該機関の長」とあるのは「当該機関の長（樹立機関の長の業務を代行する者を含む。）と、それぞれ読み替えるものとする。」		（インフォームド・コンセントの説明） 第二十四条（略） （略） 一、六（略）	
（定義） 第一条（略） 一、二十二（略） 二十三 使用責任者 使用機関において、ヒトES細胞の使用を総括する立場にある者をいう。 二十四（略）		（樹立機関の長） 第十条（略） （略） 前項ただし書の場合においては、第一項、第十二條第一項、第十三條第一項及び第二項第二号、第十四條第一項、第二項及び第四項、第十五條第一項及び第二項、第十六條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第二十四條第二項及び第三項、第二十五條第三項、第三十條第二項及び第三項、第三十六條第二項及び第三項、第三十七條第三項、第四十四條第一項第六号並びに第五十三條第二項第二号及び第四項から第八項までの規定中「樹立機関の長」とあるのは「樹立機関の長の業務を代行する者」と、第五十三條第一項中「当該機関の長」とあるのは「当該機関の長（樹立機関の長の業務を代行する者を含む。）と、それぞれ読み替えるものとする。」		（インフォームド・コンセントの説明） 第二十四条（略） （略） 一、六（略）	

七	可能性がある場合には、その旨及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。	八	ヒトES細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合には、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。	九	十五	(略)	4	・ 5	(略)	第 五 十 二 条	(略)	一	三	(略)	四	ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。	五	九	(略)
七	可能性のあること及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。	八	十五	(略)	4	・ 5	(略)	第 五 十 二 条	(略)	一	三	(略)	四	ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞からの生殖細胞の作成を行わないこと。	五	九	(略)		